

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成27年12月22日（平成27年（行情）諮問第762号）

答申日：平成28年6月22日（平成28年度（行情）答申第145号）

事件名：日米防衛協力のための指針の「地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」に関して行政文書ファイルにつづられている文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する』（「日米防衛協力のための指針」（平成27年4月27日）「D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動 5. 後方支援」）に係る政府の取組みに関し、その担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年9月17日付け閣副事態第276号により内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件対象文書を既に取得していなくては、平成27年4月27日の時点で米国に対して「地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」を約束することは不可能である。よって改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「『地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する』（「日米防衛協力のための指針」（平成27年4月27日）（以下「指針」という。）「D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動 5. 後方支援」）に係る政府の取組みに関

し、その担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」との開示請求に対して、処分庁において、本件対象文書を保有していないことから、法9条2項の規定に基づき、不存在を理由とする原処分を行った。

## 2 審査請求人の主張、本件対象文書及び原処分について

審査請求人は、「本件対象文書を既に取得していなくては、平成27年4月27日時点で米国に対して『地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する』を約束することは不可能である。よって改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」旨主張している。

しかしながら、指針は、日米安全保障協議委員会（日本側構成員は外務大臣及び防衛大臣、米国側構成員は国務長官及び国防長官。以下「2+2」という。）で承認・発出される文書であり、審査請求人の主張が処分庁に直接あてはまるものではない。

原処分にあたり、処分庁において、書庫、担当職員の机の中及びパソコン内の電子データ等を探索したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。さらに、本件審査請求後、処分庁において、改めて探索したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

## 3 結語

以上のとおり、本件開示請求につき、当該請求に係る文書を保有していないことを理由に、法9条2項の規定に基づき、不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年12月22日 | 諮問の受理         |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年5月23日  | 審議            |
| ④ 同年6月20日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、指針の「D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動 5. 後方支援」に記載されている「地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」との記述（以下「本件記述」という。）に係る政府の取組に関し、その担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全てである。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討

する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、指針の「D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動 5. 後方支援」に記載されている本件記述に係る政府の取組に関する文書である。

イ 指針は、平成27年4月27日に2+2で承認・発出された文書であり、2+2は、日本側は外務大臣及び防衛大臣，米国側は国務長官及び国防長官で構成されており、処分庁は2+2の構成員ではない。

ウ 本件開示請求を受け、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）の書庫，パソコン上のファイル等の探索を行ったが，本件対象文書の存在が確認できなかつたため，不存在につき不開示とする原処分を行った。

なお，処分庁は，指針の公表前に防衛省から指針の案について協議を受けているが，本件記述に係る意見交換はしていない。

エ 本件審査請求を受け，念のため，改めて上記ウの探索を行ったが，本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会事務局職員をして外務省及び防衛省のホームページを確認させたところ，その内容は諮問庁の上記(1)イの説明のとおりであり，2+2の日本側出席者が外務大臣及び防衛大臣であることを踏まえると，本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然，不合理とはいえず，他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）において本件対象文書を保有しているとは認められない。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久